

136チェーンソーを起因物とする死傷災害100事例（-2017年）

No	年	月	発生時	死傷災害事例	年齢	事故の型	小業種	労働者規模
1	2017	12	15~16	梅農園で、農園を広げるため樹木の伐採作業中に、樹木（直径30cm）の高さ30cmの位置に受け口を入れ（3分の1切り込み、20cm上から斜めに切り込む）、追い口からチェーンソーで切り込んで、切り終わる寸前に風が強く、チェーンソーを操作（無資格）していた労働者の方（追い口の方）へ少し傾いたため、チェーンソー操作者の後方3mで見ていた被災者が、咄嗟の判断でその樹木へと走り、受け口の方へ木を押ししたとき、右大腿部にチェーンソーの刃が当たり負傷した。	26	8	60101	1~9
2	2017	12	9~10	山林で立木の伐採中、伐採した木が横の立木に立て掛かり斜めになっていたため、その木をチェーンソーで短く切っていた際、その木が切ったはずみで落ちてきて、左足足首（くるぶし）の両側に当たり負傷した。	75	4	60201	1~9
3	2017	12	9~10	会社敷地内において、樹木の撤去作業前にチェーンソーの点検作業中、誤ってチェーンソーを左膝に当ててしまい負傷した。	45	4	30201	10~29
4	2017	12	8~9	西コースNo.5グリーン左側で、左下にある三面側溝（深さ1.5m、幅1.5m）の横で、松の枝を右手でチェーンソーを使い小さく切っているとき、切った枝が三面側溝の中へ落ちそうになったので、左手で枝を掴もうとし、松葉で見えなくなっているチェーンソーの刃の上に誤って左手を置いてしまい、手の平を切った。	66	8	140301	100~299

5	2017	12	8~9	樹齢約40年生のヒノキ林分にて間伐作業中、枝払いを行おうとしたところ、対象木の上に別の伐倒木があったため、径4cmの枝が弾かれないように片手で枝を持ってミニチェーンソーで枝を切り落とした際、上に乗っていた伐倒木が動き、その反動で切り落とした下の位置にあった枝が弾かれチェーンソーに当たり、そのチェーンソーが被災者の右あご部分に当たり切創した。	62	8	60209	30 ~ 49
6	2017	12	9~10	松の枯木3本の伐採工事を請けた当社は、2人の作業員を現場に派遣し、被災者は3本目の松（胸高径12cm、長さ15m）をチェーンソーで切断した。倒した木材の吸い口から1.5mで玉切りした時地面が傾斜していた為、この丸太は下へ転がり落ち、次の2本目に落とさない様に、この木材を跨いだ状態でチェーンソーを右から左方向へ引き上げる様にして丸太を切断した時、この丸太は細く、力余ったチェーンソーの鋸刃がゴム長着用の左足第一中足骨に接触し、受傷したものである。	58	8	60209	10 ~ 29
7	2017	12	9~10	置き場で木材（30cm）をチェーンソーで切っていたところ、バランスをくずし、誤って指を切ってしまった。	19	8	30209	1~ 9
8	2017	12	8~9	小型チェーンソーを用いて、薪作りの玉切作業中、小枝を払おうとしたとき、キックバックし、左手の人差し指・中指・薬指にチェーンソーの刃が当たり受傷した。	25	8	60209	10 ~ 29
9	2017	12	14~15	倉庫内でチェーンソーの動作チェックをした際、ひもを強く引っ張り過ぎた為、肘が後ろの壁に当たり、チェーンソーが抱えているひざに落ちて怪我をした。	63	4	30309	1~ 9
10	2017	12	13~14	伐採の現場に於いて、丸太の切り出し作業に従事中、チェーンソーを使用し玉切り（木材を一定の長さに切りそろえる）作業をしていたところ、おがくずが目に入り受傷したものである。保護メガネは装着していたが、汗でくもりよく見えないこともあったため外していた。	76	4	60201	1~ 9



19	2017	11	11~ 12	小学校の維持管理において、樹木剪定作業中にチェーンソーで枝払いをしていたところ、誤ってチェーンソーの刃で左腕手首を切っけてしまい負傷する。	29	8	60101	1~ 9
20	2017	11	11~ 12	午睡の寝かしつけのためA児を午睡場所へ移動させ、上履きを脱いだまま給食の片付けに入った。その際B児とC児が後ろに下がったまま座っていた椅子の後ろ脚に右足親指をぶつけてしまった。午睡場所が保育室から一段上がった場所で、上履きを脱ぐ必要があり、そのまま上履きを履かなかったことが怪我につながった。	64	8	150101	300 ~ 499
21	2017	10	9~ 10	枯換木伐採工事現場で高所作業車に乗り、チェーンソーで枝切り作業中、小枝を切る際チェーンソーの刃が他の枝に接触し、その反動ではね、自分の左腕を切り負傷した。	54	8	30199	1~ 9
22	2017	10	13~ 14	山林において、伐倒した長さ12m直径30cm位の檜の木の枝落とし作業中、チェーンソーで直径10cm位の枝を切断した際、枝が跳ね返り被災者の左手に衝突した。その際、フロントハンドルを掴んでいた左手が離れ、アクセルを掴んでいた右手だけで持ったチェーンソーにより右足大腿部外側の表から裏側を負傷した。	65	8	60201	10 ~ 29
23	2017	10	11~ 12	通常の公園管理の作業がはやめに終わったため、事務所に戻り敷地内にある大木の枝をチェーンソーを使い切り落としていた所、手元が狂ってしまい左指を負傷。	41	8	60101	1~ 9
24	2017	10	9~ 10	道路維持作業中（台風21号による倒木処理）に4本の重なった倒木をチェーンソーで切断した際に、しなっていた幹がチェーンソーに当たり、そのチェーンソーが右足の膝下10cmの所に当たり裂創した。	42	8	30106	1~ 9
25	2017	10	9~ 10	上のり面の樹木伐採作業を行っていた。その伐採作業において、伐採した枝がツルに絡まっており、落下する際に絡まっていたツルが作業員に向かって来たため、これを避けようとした	23	8	30199	1~ 9

				際にチェーンソーの刃を誤って右腕に接触させ負傷したもの。				
26	2017	10	11～ 12	事業地に於いて、スギ林の間伐作業を行っていた。スギ（直径30cm、長さ17m）を伐倒後、元口2m位の所で玉伐りを行った。その瞬間、先側の木がはじき、被災者の左足膝下約10cmに当たった。そのまま当該木が被災者の左足を後方に押し込み、約50cm移動して岩に挟まれ負傷した。	41	6	60209	10 ～ 29
27	2017	10	10～ 11	支障木伐採のため、チェーンソーで木を切っていたが木が完全に倒れなかったため、再度チェーンソーを木に当てたところ木が突然倒れチェーンソーに当たった。その反動でチェーンソーが左足の甲に当たり負傷した。	19	8	30199	1～ 9
28	2017	10	9～ 10	道路沿いで竹の伐採作業中、竹を細く粉げる作業で、チェーンソーを使用して作業している時、大きい竹を切る時に竹を切り始めて、そこでキックバックが起こり、チェーンソーの刃の先の方が左手薬指と人指し指に接触する災害が発生。	43	8	60101	1～ 9
29	2017	10	13～ 14	市営団地の道路脇で、市営住宅の屋根瓦にかかった桜の木の枝を梯子に登って伐採中、バランスを崩して、チェーンソーで左腕の肘辺りを切り受傷した。	66	8	30109	10 ～ 29
30	2017	10	11～ 12	駐車場において、小型チェーンソーを使って剪定した枝の小切り作業を行っていた。枝を切り終え、右手に持っていた小型チェーンソーを引き上げようと動かしたところ、枝を押さえていた左掌に誤って触れてしまい、左掌親指の付根に14針縫う切傷を負った。	44	8	30199	1～ 9
31	2017	10	7～8	平坦地で作業写真の伐採作業中、直径8cm樹高5m雑木を伐倒中、ウケ、堀り、おい切りした後、掛かり木になり右手で引き寄せようとした後、左手に持っていたチェーンソーの刀が空回りしていたため、右手の平を損傷した。	53	8	60209	1～ 9
			9～	斜面で伐採後、倒木の上に乗る枝打ち作業中に、誤ってチェーンソーで左脚の膝上を切る。なお、防護服は着用していたが脚の				1～

32	2017	9	10	部分がずれていた為に、防護服の横からチェーンソーの刃があたり左脚の膝上を損傷した。	59	8	60201	9
33	2017	9	8～9	店舗外植栽周辺で、植栽の手入れ時、チェーンソーを右手に持ち替えようとした際に、左手中指に当たってしまい受傷した。	69	8	140209	50～99
34	2017	9	14～15	所有地整地土木工事現場にて、樹木をチェーンソーにて伐採中、木をよけようと傾け誤って左ひざ下を負傷した。	72	8	30109	1～9
35	2017	9	10～11	民有林にて切捨間伐をしているとかかり木となり、かかり木処理で小枝（高い位置）を手（腕）を伸ばした状態で伐採をしていると、キックバックが起これその反動で手からチェーンソーが離れ、その際に右手人差し指に当たり切創した。	54	8	60209	10～29
36	2017	9	14～15	御苑内広場において、不要にのびた樹木の枝（支障枝）の選定中に、樹木より切断した支障木を地上でチェーンソー処理をしている間に、左手で枝を右手でチェーンソーを持ち作業していたが、作業中にやや左手がチェーンソーに近かったため、枝先を切り離したときに、枝がぐらつきチェーンソーの刃が左手人差し指にあたったため、けがをしたものである。	47	8	170209	50～99
37	2017	9	9～10	植栽剪定中、切った枝をチェーンソーで短くしていた時に、チェーンソーが滑って、枝を持っていた左手の指先に刃が載ってしまい、切傷、骨折したものである。	70	8	150109	100～299
38	2017	9	8～9	ビームリフター（13m）を使用してニセアカシアの枝切りを1名で行っていた。伐採木の切断部にチェーンソーの刃先が挟まり、外れなくなってしまうため、左手で伐倒木を外そうとしたとき、チェーンソーの刃先が急に外れ、左手の平から手首にかけ接触し裂傷したものである。	69	8	30106	50～99
39	2017	9	14～	山林において、伐採した木の枝払い、玉切り集積作業中、伐採した木の枝をチェーンソーで切ろうとした際、誤ってチェーン	36	8	60201	1～

			15	ソーのバーの先端が木にあたり、その反動でバーが足元に触れ、左足の甲の側面にあたり切傷した。				9
40	2017	9	10～ 11	山林で、伐倒準備のため、周辺雑林の下刈り作業中、斜面で足を滑らせチェーンソーで足の脛を切り負傷したものである。	18	8	60201	10 ～ 29
41	2017	9	8～9	民有林でチェーンソーを使い、スギ丸太（15cm）を造材作業中、枝払いをしたところ誤って左足を切創した。	61	8	60201	10 ～ 29
42	2017	8	10～ 11	杉山での伐採作業中、雑木の伐倒時に、上方のツルがらみを処理し当該木の伐倒にかかったとき、別のツルが残っており、斜めになった状態で倒れなかった。そのため、元を切り離れたところ、倒れながら元口が自分の足元の方に戻って来て、左足の甲に当たり被災した。	51	6	60209	10 ～ 29
43	2017	8	10～ 11	発掘調査現場において、チェーンソーによる竹の伐採作業中、斜面の竹を伐採時に、倒れる竹からチェーンソーの刃を避ける際に、誤って脚部に当て、脚部（膝付近の太股）を負傷した。	70	8	120109	1～ 9
44	2017	8	13～ 14	傾斜角10度程度のゆるやかな山林で、支障木（雑木、胸高直径12cm、樹高8m）を伐採中、7本位の並びであった木のうち4本目を受け口を取って伐採中、受け口を作り終わってチェーンソーのバーを引き戻す際（左膝を立て、右膝を地につけた状態）、キックバックを起こし、左膝にチェーンソーのバーが当たり切創した。	74	8	60209	30 ～ 49
45	2017	8	13～ 14	昼休憩後、チェーンソーの刃を整備・動作確認中に、エンジンの調子を見るためにエンジンをかけたところで横を通りかかった被災者がふと覗き込んだ。その際、被災者の胸ポケットから計算機が落ち、咄嗟に拾おうとした被災者の手がチェーンソーの刃に触れて左親指を切った。	35	8	30199	1～ 9
				被災者は、公園内で同僚と共に除草作業および倒木の枝切り作				

46	2017	8	16～ 17	業を行っていた。枝切り作業を行うときに、小型チェーンソーを右手で操作し、左手で枝を握って切り落としていたところ、チェーンソーがはね返り、左手の親指と中指部分を負傷した。	49	8	30199	10 ～ 29
47	2017	8	9～ 10	山で間伐作業中に、チェーンソーで木を切り倒していたとき、切った木が足と足の間に落ち、その後バウンドしたのか、右足首の上へのった。重さは約200kgあり、それを引き抜こうとしたとき、右足首のくるぶし辺りを負傷した。	60	4	60201	1～ 9
48	2017	8	15～ 16	本社倉庫内にて、チェーンソーの始動確認をしていたとき、左足ふくらはぎを負傷した。	64	8	30109	10 ～ 29
49	2017	8	15～ 16	保育園改築工事の木造本堂解体作業において、屋根部の垂木をチェーンソーにて切断を行ったと同時に手前に引いたとき、手元がゆるみ、右足の甲を切った。	36	8	30201	1～ 9
50	2017	8	10～ 11	山林で、チェーンソーにて林齢58年生、胸高・直径約50cmのスギを伐採し、その幹に左足を乗せ枝払いをしているときに、キックバックして左足甲を切傷した。	35	8	60201	1～ 9
51	2017	8	10～ 11	山林にてチェーンソーを使用し立木の伐採作業中、チェーンソーの刃に左手首が接触し、負傷（切傷）したものである。	53	8	60101	1～ 9
52	2017	8	9～ 10	工場現場で、天井にアンカー作業をした後、機械を両手で持って脚立から降りる際、誤って脚立から転落してしまい、肋骨骨折と内臓出血の怪我を負った。	46	8	30199	1～ 9
53	2017	8	13～ 14	細めの丸太をチェーンソーで切断中、チェーンソーがはねて、誤って左足の先に当ててしまい負傷した。	54	8	60201	1～ 9
54	2017	7	14～15	伐採した木を処分するためにトラックに積み込む作業をしていた。トラックの荷台で木を積みやすくするために、一人が広がった枝をチェーンソーで切り落とす作業を、もう一人が枝のついた木を下からトラックへ運び上げていた。下から木を運び	77	8	60201	1～ 9



				上げていた手がトラック上で作業をしていたチェーンソーに当たり、下で作業をしていた者が手に裂傷を負った。				
55	2017	7	12~13	当日被災者は小班において、同僚2名と伐倒作業に従事していた。伐倒作業の支障となる灌木（3~10cm）を斜面上方に向かってチェーンソーで刈払った時、右足が下方に滑り上半身は前かがみになり、持っていたチェーンソーの刃が左足地下足袋の先に触れ被災した。	46	8	60201	10 ~ 29
56	2017	7	10~11	造林地において間伐作業中、伐倒したヒノキの幹が途中から二股になっていたため、材の安定を図るため幹の頂端より、枝払い、玉切を法面上側から行っていた。幹の直径約10cmのところを玉切りするため、材の下側からチェーンソーを当てて玉切りを実施した。二股になっているため玉切る作業の位置は、目線の高さ（1m50cm位）であった。玉切った際幹にチェーンソーが挟まった状態になり、下に引っぱった時に玉切りした幹とチェーンソーが足に落ちかかり、左大腿部前面を切創した。	34	8	60209	30 ~ 49
57	2017	7	9~10	くさびを中に入れて、チェーンソーで木を倒す作業中、くさびを抜こうと手でつかんだところ、まだ回っていたチェーンソーにくさびが接触し、くさびをつかんでいた左手に当たり、左人差し指を切傷した。	39	8	60201	1~ 9
58	2017	7	8~9	樹木剪定作業中、チェーンソーを左手で持ち、右手で枝を持って切断し、それを背面方向に振り向き地面に落とし、その後正面に振り向き直した際、右手親指付け根にチェーンソーの刃が接触し負傷した。	54	8	30199	10 ~ 29
59	2017	7	13~14	会社で廃パレットを左足で踏み固定し、チェーンソーで切断している時に、誤ってパレットに打ち込んである釘にチェーンソーの刃が接触。左方向に弾かれ左足の土踏まずの辺りに接触し切ってしまった。	44	8	11209	1~ 9
				山林で、伐倒木の根元部分のツルを切断するため、チェーンソー				10



68	2017	6	11~ 12	現場において架線集材中に、出材してきた90年生の丸太の板打ち作業をしていて、チェーンソーの刃が板に引っ掛かってキックバックを起こし、そのはずみで左膝上を損傷した。	67	8	60209	10 ~ 29
69	2017	6	13~ 14	竹林をチェーンソーで切り、ミニユンボで歩経路を作る作業を行っていた。チェーンソーで竹を切っている作業中、被災者は竹が倒れる方向を一定にするため、竹に手を添えて押さえる作業に従事していた。足元がフラットではなく傾斜地となっており、被災者はバランスを崩して足を滑らせ、チェーンソーの方向に倒れてしまい、右脇の下、右腕内側を負傷した。	62	8	30199	1~ 9
70	2017	6	11~ 12	スギ（林齢40年、平均樹高14m、平均胸高直径16cm）間伐作業（4人で作業）中に、支障となる枯れた栗の木（樹高10m、胸高直径20cm）の伐倒中に、受口を作っている時にチェーンソーがキックバックし、作業者当人の顔左頬に当たり負傷した。	28	8	60209	1~ 9
71	2017	6	10~ 11	高さ5.0mのヒノキを2.0m程切り下げる作業で、対象樹木へ1.8m高の脚立をロープにて固定し、安全具（ヘルメット、手袋、安全帯）を着用後、安全を確認し、脚立上にて右手にチェーンソーを持ち作業に入る時に足が滑り、左前腕部を損傷した。尚、当日の天候は晴れであった。	44	19	60101	1~ 9
72	2017	6	13~ 14	被災者は枝切り作業中に、小指がチェーンソーに触れてしまい切ってしまった。被災者は皮手袋をしていたが、負傷してしまった。	28	8	170209	500 ~ 999
73	2017	6	9~ 10	伐採した樹木を焼却する為に、押切り電動鋸で50cmに裁断作業中、右手でレバーを操作し、左手で木を押さえていて、切断した木を左手で取って投げようとした際に、軍手が回転する鋸刃に引っ掛かり、巻き込まれてしまい、左手首から手の平までを切ってしまった。	66	8	90209	50 ~ 99
74	2017	6	11~	自社のトラックの荷台上にて、チェーンソーの始動点検を行っていた時に、誤って左手小指がチェーンソーの刃に触れて怪我をし	47	8	30301	1~



84	2017	5	15～ 16	18番グラスバンカーにおいて、芝刈機で芝の刈込作業中、傾斜で足を滑らせて芝刈機に左足が入り、親指を深く切った。	38	8	140301	～ 99
85	2017	5	13～ 14	伐木作業中、伐倒した全幹材をチェーンソーで枝を払い終わる直前に枝にチェーンソーのバーが跳ね返され、その力でアクセルを掴んでいた右手が外れ、その反動でバーが左ももに触り回っていたチェーンで切創した。	66	8	60201	10 ～ 29
86	2017	5	11～ 12	雑木の伐採中に、切り手側の方に木が傾きかけてきたので被災者が押えていたところ、チェーンソーの刃が挟まって抜けなくなり、刃を抜く際に被災者が後方に待避を行ったあと、チェーンソーを抜く作業を行った時に反動でチェーンソーが後方まで大振りになり、左足太もも内側と右足脛にチェーンソーの刃が当たった。	36	8	30199	10 ～ 29
87	2017	4	11～ 12	被災者は、傾斜30度の山林で伐採作業中、伐倒木を伐採していたところ、キックバックを起こした拍子に足を滑らせ、持っていたチェーンソーが左膝に当たった。被災時防護服はチャップスを着用していたが、滑った拍子にチャップスがずれて防護出来なかった。その後下山し、5針縫う処置をした。	31	8	60201	30 ～ 49
88	2017	4	15～ 16	当社所有の土地にて、広葉樹の伐採作業中に足を滑らせて転倒、チェーンソーの刃が左膝にあたった。	21	8	60201	1～ 9
89	2017	4	9～ 10	急峻な主伐事業地のセンター伐開作業中、雑木を伐採後、弓なりにになった枝を伐った直後、突然チェーンソーと伐った枝が同時に自分の方にもどってきて右足に当たった。	52	8	60201	1～ 9
90	2017	4	9～ 10	支障木を伐倒後、チェーンソーにて小切作業中、足場になっていた丸太が横滑りしたためバランスを崩して転倒し、左膝下部にチェーンソーが当たった。	64	8	60209	1～ 9
91	2017	4	9～ 10	竹林にて材裁前にチェーンソーの試運転をしていたところ、左足太ももを誤って切ってしまった。	30	8	30209	1～ 9

92	2017	3	13~14	伐採作業中チェーンソーで枝を切っている際、左膝上部を切創する。	61	8	60201	1~9
93	2017	3	14~15	被災者は林内での伐採等作業中、足を滑らせて転倒したとき、使用していたチェーンソーに足が接触し負傷した。尚、被災者は防護衣を着用していたが、転倒時にめくれてしまった。	30	8	60201	1~9
94	2017	3	10~11	お客様宅で剪定作業中、落とした枝をチェーンソーで切っていた際にチェーンソーがはじき、左手親指を切った。	33	8	60101	1~9
95	2017	3	11~12	分譲宅地内で植木の伐採作業中、切り倒した植木の枝を切るためチェーンソーをあてると、チェーンソーが跳ね返りを起こし、本人の左足の親指付近にチェーンソーが接触し足が切れた。	43	8	30199	1~9
96	2017	3	13~14	裏手のストックヤード内でチェーンソーを利用して枝切りをしていた時、小枝がはねて左手小指にあたり骨折した。	50	4	170209	50~99
97	2017	3	16~17	園児とドッジボールをしていて、園児から投げられた低いボールを腰を曲げた姿勢で取ろうとした時、腰に激痛が起こり、全く動けなくなってしまった。	26	8	60101	10~29
98	2017	3	14~15	現場で伐採・抜根のためチェーンソー使用中に、木の中に刃が噛んで抜こうと引っ張り弾いたとき、自分の右足膝を強打した。	23	3	30209	30~49
99	2017	3	13~14	砂防維持修繕工事において、樹木や下枝の枝落とし等伐採作業中に、伐採した枝をチェーンソーで約90cm程度の長さに切っていたところ、突然刃の回転が止まり、再び回転した際にチェーンソーが被災者側に跳ね上がったため、慌てて左手で払いのけようとして左手の薬指がチェーンソーに触れて受傷した。	69	8	30199	1~9
				クラブハウス東側パッティンググリーン場において、チェン				50

100	2017	3	14~15	ソーを使用してグリーン周りの檜の木を剪定作業中、左手で枝を持ちながら枝先を切っていたところ、チェーンソーが弾んだ拍子に枝を持っていた左手親指根元に刃が接触して負傷した。	69	8	140301	~ 99
-----	------	---	-------	--	----	---	--------	---------

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html)(職場のあんぜんサイト)

参考：[労働災害の分類の概要](#)

[各起因物における死傷災害100事例 \(-2017年\)](#)に戻る。